

健発1216第4号
平成25年12月16日

各
〔都道府県知事
政令市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

がん登録等の推進に関する法律の公布について

がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）については、本年11月28日に議員立法として第185回臨時国会に提出され、12月6日に成立し、平成25年12月13日法律第111号として公布されたところです。

また、法は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

今後、政省令等について順次検討を行い、その内容については別途連絡する予定ですが、各都道府県等において実施いただく業務もあることから、別添を十分御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に対して遺漏のないよう周知願います。